

## 神田警察通り道路整備工事に係る訴訟等の経緯（2025 年 10 月 28 日更新）

### 1 損害賠償請求訴訟の経緯

工事に反対する一部の住民（原告）から、原告らへの説明をせずに工事をしたことは原告らのまちづくりに参画する権利、又は利害を侵害するものとして国家賠償法に基づく損害請求訴訟が提起されました。（令和4年5月6日 訴訟提起）

○令和5年 3月22日 東京地方裁判所が原告の請求を棄却……【1】

工事の実施内容等を区が個別に地域住民等に説明すべき義務があるとまでは  
いえないと判断

○令和5年10月18日 東京高等裁判所が控訴人（一審原告）の控訴等を棄却…【2】

控訴人らの権利・利益を侵害しないよう配慮すべき職務上の義務に違反するもの  
であるとはいえないと判断

### 2 住民訴訟の経緯

工事に反対する一部の住民（原告）から、区長が工事契約を締結したことは違法であるとして、また、施工業者に対して工事の一時中止の通知することを怠ることが違法であることを確認することを求めて、住民訴訟が提起されました。

○令和4年7月11日、8月 8日 訴訟提起

○令和7年2月 6日 東京地方裁判所が原告の請求を却下及び棄却…【3】

| 原告の請求、主な主張                                                   | 東京地方裁判所における判決の主な内容                                                                                                                                                                                                                                                      |
|--------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1.区長が工事契約を締結したことは違法である                                       | ・工事の決定に至る手続の中で、住民の意向の聴取や反映が不十分だったとは認められない<br>・街路樹が現在の場所にあると、歩道や自転車走行空間を整備できないといわざるを得ない<br>➡工事契約を締結した区長の判断に不合理な点はなく判断に至る手続きにも瑕疵はない<br><br><u>区長が工事契約を締結したことを違法とする主張はいずれも採用できない。</u> |
| ①工事契約に基づき支払った前払金等に相当する額を、区が区長に請求すること<br>②工事契約の残金の支払いを差し止めること | 【棄却】①前払金等に相当する額を区長に請求することは理由がない<br>【棄却】②工事契約を無効とする事情は認められないから差し止めの請求には理由がない。                                                                                                                                                                                            |
| 2.施工業者に対して工事の一時中止の通知することを怠ることが違法であることを確認すること                 | 【却下】工事の一時中止の通知しないことは、財産の管理を怠る事実該当せず、住民訴訟の対象とならない                                                                                                                                                                                                                        |

○令和7年 2月17日 原告が控訴

○令和7年10月20日 東京高等裁判所が控訴人(一審原告)の控訴をいずれも棄却…【4】

| 原告の請求、主な主張                                   | 東京高等裁判所における判決の主な内容                                    |
|----------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| 1.区長が工事契約を締結したことは違法である                       | 【棄却】 区長が工事契約を締結したことを違法とする請求は理由がない                     |
| 2.施工業者に対して工事の一時中止の通知することを怠ることが違法であることを確認すること | 【棄却】 工事の一時中止の通知を行わないことは、財産の管理を怠る事実には該当せず、住民訴訟の対象とならない |

### 3 仮処分命令の経緯

区（債権者）は、工事を安全に進めるため、やむを得ず妨害者（債務者）の工事作業帯内への立ち入りを禁止する仮処分を東京地方裁判所へ申し立てました。東京地方裁判所は区の主張を認め、仮処分決定が出されました。債務者はこれを不服とし、東京高等裁判所に保全抗告、さらに最高裁判所に特別抗告をしましたが、いずれも棄却され仮処分決定が維持されました。

○令和5年11月15日 仮処分申立て

○令和6年 3月11日 東京地方裁判所が8名に対する立入行為禁止の仮処分決定…【5】

○令和6年 3月21日 債務者(4名)が東京地方裁判所へ異議申立て

○令和6年 5月29日 東京地方裁判所が仮処分決定の認可（債務者の異議を却下）…【6】

作業帯内に侵入する、街路樹に張りつく、こうした行為は、表現の自由、または集会の自由によって正当化されるものとは言えない。これらの行為は工事を直接実力で妨害しているものというべきだと判断

○令和6年 6月12日 債務者(4名)が東京高等裁判所へ保全抗告申立て

○令和6年 9月18日 東京高等裁判所が保全抗告を棄却…【7】

東京地方裁判所の判断は相当であるとして支持

○令和6年 9月25日 債務者(4名)が特別抗告提起と許可抗告申立て

○令和6年10月23日 東京高等裁判所が許可抗告を許可しない決定…【8】

○令和7年 1月29日 最高裁判所が特別抗告を棄却…【9】

【1】～【9】：これまで裁判所において9回、区の主張に沿った判断がなされています